

杉並区立桃井第三小学校いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び、杉並区いじめ防止対策推進基本方針（平成29年8月作成、令和6年8月改定）に基づき、桃井第三小学校いじめ防止基本方針を策定します。

1. 基本方針策定の意義

児童が安心して学校生活を送り、学習やその他の活動に取り組むことのできるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするための基本的な方針を定めるものとする。

また、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対策を効果的に推進するための、基本的な方針を定めるものとする。

2. いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

※「一定の人間関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童となんらかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. いじめへの基本的な考え方

いじめは、どの学校、学年、学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、すべての児童が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

いじめ問題について児童が自ら考え行動する学校へ

児童がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにしていく。

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組を進める。

4. 本校におけるいじめ防止などに関する取り組み

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について（別表）

5. 教育委員会や関係諸機関との連携

①教育委員会との連携

いじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告する。

②関係諸機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

6. 学校で重大事態が発生した場合

いじめ対策委員会において、重大事態であると判断した場合、又は重大事態に発展しそうな疑いがあると認められる場合のほか、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに教育人事・指導課 学校問題対応支援係CEDARに報告する。その際には、いじめの主旨と、学校で分かった事実を明確に伝える。

7. いじめの重大事態が発生した場合の対応

いじめの重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策推進法（第28条第1項）では、学校が調査主体の場合と杉並区教育委員会が調査主体の場合の2通りを想定している。

本区においては、重大事態が発生した場合、杉並区いじめ問題対策委員会が事実関係の調査等を行う。

【いじめの重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

〈例〉

- ・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

○第2号「相当の期間」とは

〈例〉

不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。また、連続して欠席しているような場合

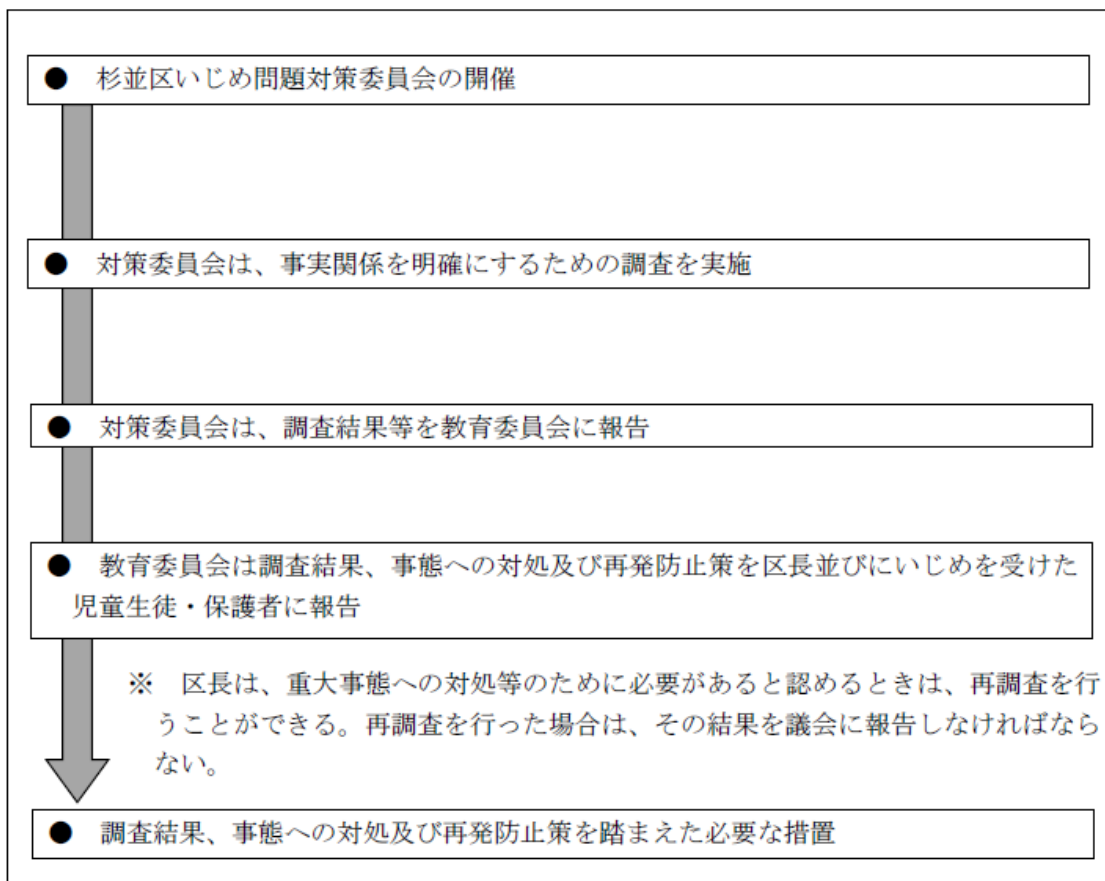
○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

教育人事・指導課 学校問題対応支援係CEDAR 電話：03-5307-0365

8. 杉並区教育委員会が調査主体の場合

区教育委員会が調査主体の場合は、杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、杉並区立学校において同項に規定する重大事態が発生した場合に行う調査組織として、「杉並区いじめ問題対策委員会条例」（杉並区いじめ問題対策委員会条例を参照）に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会を設置し、調査等を行う。

※区長は、重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。再調査を行った場合は、その結果を議会に報告しなければならない。



9. いじめ防止に向けた校内組織

いじめに関するアンケートを年3回（学期に1回）実施し、実態調査を行う。実態の調査結果をもとに、いじめ・不登校対策委員会において事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。計画が着実に実施できるように、副校長・生活指導主任がマネジメントを担当する。解決まで適宜、いじめ・不登校対策委員会を開き、迅速に対応する。

「いじめに関する授業」を年3回実施し、いじめは絶対許されない行為であることなど、児童にいじめに対する正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。

また、いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、委員会を招集し事案について事実確認を行い、対応を決め実行する。いじめに関する記録の保存年限は、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童が卒業、転学、退学等をしてから5年間とする。

委員会メンバーは、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭教育相談コーディネーター・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・SSW とする。

10. 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取り組み

いじめはどこでも起こり得るといった危機意識を高め、迅速な対応を推し進めるために、「いじめ対応マニュアル」を活用し、アンケート実施の時期にあわせ専門的知識を有する専門家やスクールカウンセラーを講師に研修会を実施する。研修会は、教育相談全体会及び学級支援連絡会の時間を活用して行う。

また、「いじめ発見チェックリスト」等の実施を通して、児童の実態把握を行うことで未然防止に向けた対応能力の向上を図る。

11. その他

- ・自由面談日を設定し、保護者からの相談の機会を多くする。
- ・いじめ不登校対策委員会（月1回）、校内委員会（年間6回：ただし、必要に応じて随時行う。）、学級支援連絡会（全体会2回・分科会1回・研修会1回）を設け、組織的に問題解決に向かう体制を確立する。